

埼玉県合気道連盟
加盟規約

平成20年4月13日

埼玉県合気道連盟

埼玉県合気道連盟加盟規約

第1条 この規約は、「埼玉県合気道連盟規約」第23条に基づき、埼玉県合気道連盟（以下「本連盟」という。）に加盟しようとする団体又は道場（以下、「団体等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 本連盟に加盟しようとする団体等は、『合気道を通じ加盟団体相互の親睦を図ると共に、開祖の教えを守り、生命の尊さと人間性の尊厳を知り、健全なる精神と肉体を養い、合気道の普及発展、郷土の興隆に寄与することを目的とする』、との本連盟設立の趣旨を尊重するものとする。

第3条 本連盟に加盟しようとする団体等は、「公益財団法人合気会」に登録済みであり、かつその本拠は埼玉県内に置くものとする。

第4条 本連盟に加盟しようとする団体等は、当該団体等が活動する道場を置く市町村において、当連盟に加盟済みの団体等が存在する場合は、事前にその団体等の承認又は推薦を受けるものとする。

第5条 本連盟に加盟しようとする団体等は、その代表者により次の書類を提出するものとする。

- (1) 本連盟が別に定める「埼玉県合気道連盟加盟申請書」
- (2) 団体等の活動状況に関する資料
- (3) その他本連盟が必要とし提出を求められた書類

第6条 本規約の改廃は理事会出席者の3分の2以上の同意による。

第7条 本規約の施行に関し必要な事項の細則は理事会で別に定める。

第8条 本規約は平成20年4月14日より実施する。

平成20年4月13日制定